門川町の人事行政の運営等の状況の公表

門 川 町

# 第1 人事行政の運営の状況

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

# (1) 職員の採用

平成28年度に新たに採用された一般職の職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

区分	合	計	一般行政職	技能労務職
新規採用		8人	8人	0 人

# (2) 職員の離職

平成28年度に離職した一般職の職員の状況は、次のとおりです。

(単位:人)

				( ) , , ,
区	分	合 計	一般行政職	技能労務職
離	定年退職	5人	5人	0 人
職	その他	3 人	3 人	0人

# (3)職員数

①部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年度4月1日現在)

		部	門	職	<b>数</b>	対前年	主な増減理由
		цη	l J	平成 28 年度	平成 29 年度	増減数	土な相似生田
	町長部局等		<b>三</b>	128 人	131 人	3 人	新庁舎建設室の新設及び研
普		L-1 T	公司(1)日 子	120 /	101 /	57	修派遣の実施による増。
通		粉音	育委員会	16 人	15 人	▲1人	再任用短時間勤務職員への
会		3X F	9494	10 / \	10 / (	<b>—</b> 170	配置転換による減。
計		Į	事務局	14 人	13 人	0人	
部		Alte	義務教育	2 人	2 人	0人	
門		小	計	144 人	146 人	2 人	
公営	公	営企	業会計部門	6 人	6人	0人	
企業							
会							
計		小	計	6 人	6 人	0人	
部							
門門							
			<b>∌</b> 1.	150 1	150	0 1	
合			計	150人	152人	2人	

- (注) 1 「町長部局等」には、議会事務局及び農業委員会等を含みます。
  - 2 「義務教育」は、公立小学校の給食調理員等。

#### ②年齢別職員構成の状況(平成29年4月1日現在)

区	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳	
	未満	$\sim$	以上	計									
分	<b></b> 个何	23 歳	27歳	31歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上	
職													
員	0人	8人	25 人	25 人	12人	18人	12人	9人	14人	12人	17人	0人	152 人
数													

#### ③適正な定員管理の取組

財政状況の厳しい中において、組織の簡素・合理化や事務事業の見直し等を行い、町長部局をはじめ教育委員会等全ての部門において、適正な定員管理を実施しています。第1次門川町行財政改革構想(平成21~25年度)においては、平成25年度末の職員数目標を160人としておりましたが、職員の退職・採用に伴う新陳代謝及び現状に即した業務見直し等により、平成29年4月1日現在で152人となっています。

今後も、現職員数を基礎として社会情勢及び組織・機構の再編等を考慮し、第2次門 川町行財政改革構想(平成26~30年度)等の計画において、適正な定員管理に努め ていきます。

#### ○定員管理の数値目標の年次別進捗状況の概要

(各年4月1日現在 単位:人)

部	門	区分	平成24年	平成 25 年	平成26年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	過去 5 年間の 増減数 (率)
普	町長	職員数	125	122	124	126	128	131	
通会	部局等	増減		$\triangle 3$	2	2	2	3	6 (4.9%)
計部	教育	職員数	17	18	17	16	16	15	
門	委員会	増減		1	$\triangle 1$	△1	0	$\triangle 1$	$\triangle 2 \ (\triangle 11.1\%)$
公営企業	公営 企業	職員数	6	6	6	6	6	6	
会計部門	会計 部門	増減		0	0	0	0	0	0 (0.0%)
	合	職員数	148 (147)	146 (145)	147 (146)	148	150	152	
	計	増減		riangle 2	1	1	2	2	4 (2.7%)

- (注) 1 「町長部局等」には、議会事務局及び農業委員会等を含みます。
  - 2 合計職員数の( )内の数値は、教育長を除いた職員数を示しています。ただし、平成27年度より教育長を除いた職員数のみを記載しています。
  - 3 増減は、各年の欄にあっては対前年度比の職員増減数を示しています。

## 2 職員の給与の状況

## 【給与決定のしくみ】

職員(町長、町議会議員等の特別職を除く。以下同じ。)の給与は、地方公務員法により生計費、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業従事者の給与などを考慮して定めることとされており、国家公務員給与についての人事院勧告の内容や県内の状況を調査し勧告を行っている宮崎県人事委員会の勧告内容を参考としています。

職員の給与は、人事院勧告や県人事委員会勧告を基本に、他の地方公共団体との均衡 も考慮して、町議会の審議を経て条例で定められています。

#### 【職員の給与の概要】

職員の給与は、基本給としての給料と期末・勤勉手当(いわゆるボーナス)、扶養手 当、住居手当、通勤手当、退職手当などの職員手当からなっており、その内容は、国家 公務員の給与に準じたものになっています。

#### (1) 総括

## ①人件費の状況(普通会計決算)

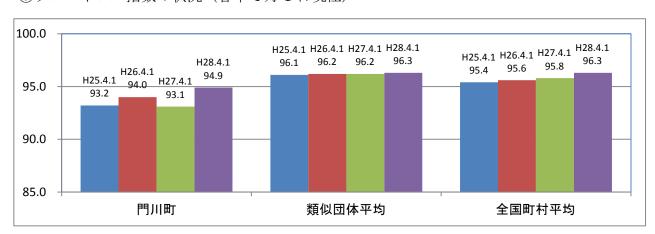
区公	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
区分	(29年1月1日)	A	天貝収入	В	B/A	27 年度の人件費率
90 年度	人	千円	千円	千円	%	%
28 年度	18,316	8,020,029	189,970	1,075,375	13.4	13.7

#### ②職員給与費の状況(普通会計決算)

区八	職員数			一人当たり給与費		
区分	А	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計B	B/A
28 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
20 千段	134	448,734	61,438	173,729	683,901	5,104

- (注) 1 職員手当には退職手当、児童手当を含みません。
  - 2 職員数は、公営企業会計等職員を除いた平成28年4月1日現在の人数です。

#### ③ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で 比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を 補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数 を単純平均したものです。
- 3 平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与 減額措置が無いとした場合の値です。

## (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

①職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(29年4月1日現在)

#### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
門川町	38.3 歳	282,500 円	324,864 円	301,684 円

#### イ 技能労務職

1 1211/1/1	,,,,								
			公務員						
区分	亚拉尔松	啦早粉	77.454VVVI E 455	平均給与	手月額	平均給	<b>净月額</b>		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	(A)	(A)		(国ベース)		
門川町	56.3 歳	5 人未満	357,200 円	957 (	867 円	257	7,200 円		
(給食調理員)	96.3 成	3 八木個	557,200 円	557,0	507 🗂	50 (	7,200 円		
		民間				参	考		
区分	対応する民間	平均	平均給与月額	4 / D	左	下収べー.	ス(試算	値)の	比較
	の類似職種	年齢	(B)	A/B	公務員	(C)	民間(	(D)	C/D
門川町 (給食調理員)	調理士	46.4 歳	186,100 円	1.92	5,958	,300円	2,547,6	800円	2.34

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。 (平成  $25\sim27$  年の 3 r年平均)
  - 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
  - 3 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給 与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手 当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算額です。

#### ②職員の初任給の状況(29年4月1日現在)

区		分		門川町	玉
一般行政職	大	学	卒	178,200 円	178,200 円
一放10以10	高	校	卒	146,100 円	146,100 円
壮松兴致啦	高校卒	(技能	免許)	146,100 円	
技能労務職	中学卒	(労務	乙)		

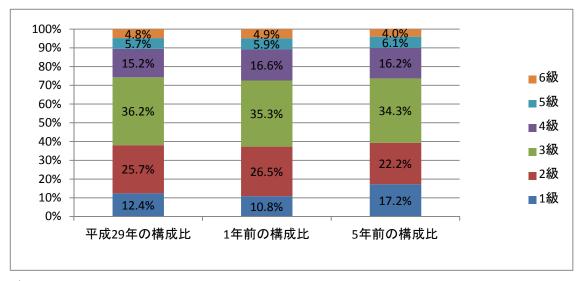
(注) 初任給の額は、学校卒業後すぐに採用された場合の給料月額です。

#### (3) 一般行政職の級別職員数等の状況

①一般行政職の級別職員数の状況(29年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	標準的な職務内容 職員数 構成比							
1級	主事・技師の職務 13人 12.49								
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事・技師の職務 27人 25								
3級	<ul><li>1 係長の職務</li><li>2 主査の職務</li></ul>	38 人	36.2%						
4級	<ol> <li>課長補佐の職務</li> <li>保育所長、主幹の職務</li> </ol>	16 人	15.2%						
5級	1 課長等(6級に指定された課長等を除く) 2 参事の職務	6人	5.7%						
6級	町長の指定する課長等 5人 4.8%								

- (注) 1 門川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び 5級をそれぞれ統合)

#### (4) 職員の手当の状況(企業職を除く)

①期末手当・勤勉手当

門 川 町	国
1人当たり平均支給額(28年度)	
1,312 千円	
(28年度支給割合)	(28年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.60 月分 1.70 月分	2.60 月分 1.70 月分
(1.45月分) (0.80月分)	(1.45月分) (0.80月分)
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
<ul><li>・役職加算 5%~15%</li></ul>	・役職加算 5%~20%
	・管理職加算 10%~25%

(注)( )の数値は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合を示しています。

# ②退職手当(29年4月1日現在)

	1 - / 4 - 1	. 20122/	
Į.	] 川	町	国
○退職手当の基	本額		○退職手当の基本額
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続 20 年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続 20 年 20.445 月分 25.55625 月分
勤続25年	29.145月分	34.5825 月分	勤続 25 年 29.145 月分 34.5825 月分
勤続 35 年	41.325月分	49.59 月分	勤続 35 年 41.325 月分 49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額 49.59 月分 49.59 月分
○その他の加算 定年前早期退		(2%~20%加算)	○その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置(2%~45%加算)
○1人当たり平	均支給額		
	自己都合	応募認定・定年	
	9,186 千円	21,167 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額です。

# ③特殊勤務手当(29年4月1日現在)

十级大块 (00 左连边路)	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,			AND THE
支給実績(28年度決算)			456 千円	
支給職員1人当たり平均支給	年額(28年度決算)		24,000 円	
職員全体に占める手当支給職	員の割合(28 年度)			13.2%
手当の種類 (手当数)				4種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対	象業務	左記職員に対する支給単価
税務事務等従事職員の	税務事務等に従事	納税義務者	<b>冷を訪問</b>	
		して行う律	税等の賦	月額 2,000 円
特殊勤務手当	する職員	課徴収		
		伝染病患者や疑いの		
广为诗味点发光末	广池岸陆滨汉谷市	ある患者の救護、伝染		
伝染病防疫作業従事	伝染病防疫に従事	病菌を有す	る又は疑	日額 200 円
職員の特殊勤務手当	する職員	いのある家	で畜につい	
		て行う防疫作業		
行旅死亡人の取扱いに	死亡した松子で光	死亡人の移	8送、埋火葬	
従事した職員の特殊	死亡人に接する業	等、死亡人	に接する業	死体処理 1 件につき 1,500 円
勤務手当	務に従事する職員	務		
用地買収、家屋移転等	用地買収、家屋移転	田本田田	<b>之是投</b> 起於	
の交渉業務に従事する	等の交渉業務に従		家屋移転等	日額 200 円
職員の特殊勤務手当	事する職員	の交渉業務	<del>j</del>	

# ④時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	28,136 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	213 千円
支給実績(27年度決算)	24,341 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	183 千円

# ⑤その他の手当(29年4月1日現在)

	)手当(29 年 4 月 1 日現台			<u> </u>	
手当名	概要及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (28 年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員に支給 ・職務の級別等により定額	同		6,804 千円	486,000 円
扶養手当	扶養親族がある職員に支給 ・配偶者 10,000 円 ・子(※1) 8,000 円 満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子1人 につき5,000 円を加算。 ・父母等(※2)6,500 円 ※1 職員に配偶者がいない場合には、子のうち1人目について10,000 円を支給。 ※2 職員に配偶者及び子がいない場合には、1人目について9,000 円を支給。	同		12,894 千円	226,211 円
住居手当	住宅を借り受け、又は所有 している職員に支給 ・借家(最高) 27,000円	冏		8,326 千円	252,300 円
通勤手当	通勤距離が片道 2km 以上で、交通機関を利用又は交通用具を使用して通勤している職員に支給・交通機関等利用者運賃等総額を期間で除した金額(但、月額最高 55,000円)	同		3,378 千円	45,035 円
管理職員 特別勤務 手当	管理職手当受給対象職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等及び平日深夜(午前零時から午前5時まで)に勤務した場合に支給・週休日等勤務 勤務1回につき6,000円6時間を超える勤務は9,000円・平日深夜勤務1回につき3,000円	同		429 千円	39,000 円

# (5)特別職の報酬等の状況(29年4月1日現在)

区	分	給	料	月	額	等
101 00	町 長		73	4,000 円		
給料	副町長		59	1,000 円		
	議長		298	8,000 円		
報酬	副議長		228	8,000 円		
	議員		208	8,000 円		
	町 長	(28年度支給割	合) :	3.25月分		
	副町長	(28年度支給割	合) :	3.25月分		
期末手当	議長	(28年度支給割	合) :	3.25月分		
	副議長	(28年度支給割	合) :	3.25月分		
	議員	(28 年度支給割	合) :	3.25月分		
		(算定方式)			(1期の手当額)	(支給時期)
退職手当	町 長	734,000 円 ×	在職月数 ×	41.7/100	14,691,744 円	任期毎
	副町長	591,000 円 ×	在職月数 ×	24.8/100	7,035,264 円	任期毎

<sup>(</sup>注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年 = 48月)務めた場合における退職手当の見込額である。

## (6) 公営企業職員の状況

#### ① 水道事業

#### ア 職員給与費の状況

/ 1HV >						
区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 27 年度の総 費用に占め る職員給与	
28 年度	千円	千円	千円	%	%	
40 平度	261,672	40,236	35,584	13.6	14.0	

<sup>(</sup>注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費(該当なし)を含まない。

	職員		給	<b></b>		一人当たり給与費
区分	数 A	給料	職員手当	期末勤勉手当	計 B	Nヨたり和子負 B/A
28 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
20 平度	6	17,388	1,909	7,065	26,362	4,394

- (注) 1 職員手当には退職給与金、児童手当を含まない。
  - 2 職員数は29年3月31日現在の人数です。

# イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(29年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
門川町	200歩	円	円
   L.1\\I\\\\1	38.8 歳	291,500	426,442

(注) 1 基本給は、「給料」「扶養手当」及び「地域手当(本町は非該当)」の月額の合 算額です。

- 2 平均月収額は、平均年収額(期末・勤勉手当等を含む)を12で除した額です。
- ウ 職員の手当の状況

#### ①期末手当·勤勉手当

	1) E 1 —		
門	Ш	町	
1人当たり平均	支給額	(28年度)	
		1,17'	7千円
(28年度支給管	割合)		
期末手	当	勤勉手当	
2.60 月	月分	1.70 月分	
(1.45 J	月分)	(0.80月分)	
加算措置の状況	2		
職制上の段階、	職務の	級等による加	算措置
• 役職加算	5%~1	5%	

(注)( )の数値は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合を示しています。

## ②退職手当(29年4月1日現在)

	門	Ш	町		
○退職手当の基	基本額				
(支給率)	自己	都合	応募認定	<ul><li>定年</li></ul>	
勤続 20 年	20.	445月分	25.5562	5月分	
勤続 25 年	29.	145月分	34.5825	月分	
勤続 35 年	41.	325月分	49.59	月分	
最高限度額	49.	59 月分	49.59	月分	
○その他の加算措置 定年前早期退職者特例措置(2%~20%加算)					
○1人当たり平均	匀支給額				
	自己都	合 応募	認定・定年		
	_	千円	一 千円		

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、28 年度に退職した職員(※該当者なし)に支給された平均額です。

(個人情報保護の観点から、対象者が1人の場合は、「アスタリスク(\*)」表記)

# ③特殊勤務手当(29年4月1日現在)

支給総額(2	8年度決算)		0円
支給職員1/	人当たり平均支	可給年額(28年度決算)	0円
職員全体に占	らめる手当支給	R職員の割合(28 年度)	0%
手当の種類	(手当数)		0 種類
手当の名称	主な支給 対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
なし			

#### ④時間外勤務手当

支給実績(28年度決算)	573 千円
職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)	115 千円
支給実績(27年度決算)	331 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	66 千円

#### ⑤その他の手当

手当名	支給実績(28年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(28年度決算)
管理職手当	504 千円	504,000 円
扶養手当	696 千円	231,833 円
住居手当	0 千円	0円
通勤手当	121 千円	40,400 円
管理職員特別	15 千円	15,000 円
勤務手当	10   17	15,000 円

# 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権 衝を失しないように考慮して、条例等で定めています。

#### (1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりです。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤	務時間	の 割 振 り
	1 口切割伤时间	始 業	終業	休 憩 時 間
38.75 時間	7.75 時間	8時30分	17時15分	12時00分~13時00分

#### (2) 休 暇

給与が支給される有給休暇としては、事由を問わず毎年付与される年次休暇と、 結婚・出産等の特定の事由に基づいて認められる特別休暇等があります。また、 給与が支給されない無給休暇として、介護休暇等があります。

なお、町長部局に属する職員の平成28年(暦年)中の年次有給休暇の平均取得日数は10.8日です。

# 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が十分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成28年度の処分の状況は、次のとおりです。

#### (1) 分限処分

分限処分の状況 (平成28年度)

(単位:人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務成績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0			0	

		1					k .
心身の故障の場合	第28条第1項第2号						
	及び	0	0	0		0	
	第28条第2項第1号						
職に必要な適格性を欠く	第28条第1項第3号	0				0	
場合		0	0			U	
職制、定数の改廃、予算	第28条第1項第4号						
の減少により廃職、過員		0	0			0	
を生じた場合							
刑事事件に関し起訴され	第28条第2項第2号			1	0	1	
た場合				1	0	1	
条例で定める事由による	第27条第2項			0	0	0	
場合				U	0	U	
地方公務員法第28条第4	項により失職した者						0
合	計	0	0	1	0	1	0

(注) 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上しています。

#### (2) 懲戒処分

懲戒処分の状況(平成28年度)

(単位:人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	0	0	1	1
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	2	1	0	0	3
全体の奉仕者たるに ふさわしくない非行の あった場合	第29条第1項第3号	0	0	2	0	2
合	計	2	1	2	1	6

# 5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、職務上の制約が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、さらに制度の趣旨を徹底させるため、公務員倫理に関する研修を実施するほか、適宜機会をとらえて必要な指導徹底の通知等を行い、適切な処理を行っています。

# 6 職員の研修の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進を目的として、集合研修の派遣を中心に様々な研修を実施しています。

平成28年度に行われた主な研修は次のとおりです。

職員研修の種別	研修の内容
職場研修支援	• 新規採用職員研修

	・コンプライアンス研修
	· 宮崎県市町村振興協会(階層別研修、能力開発研修、専門実務研修)
職場外研修	・研修施設等派遣(市町村アカデミー、全国市町村国際文化研修所、
(研修所等)	全国建設研修センター、日本経営協会 など)
	・その他 (ビジネス・シミュレーション・ラリー研修 など)
職場外研修	・派遣実務研修(宮崎県市町村振興協会)
(派遣等)	

# 7 職員の福祉の状況

門川町では、地方公務員法、労働安全衛生法等に基づき、職員の公務能率の増進 を図るため、福利厚生事業を実施しています。

平成28年度の実施状況は次のとおりです。

職員の健康管 理 職員が健康かつ、安心して業務に従事できるよう、以下の事業を実施しました。

- ・健康診断、ストレスチェックの実施
- ・メンタルヘルス研修 (産業医)

## 8 平成 28 年度職員の競争試験及び選考の状況

#### (1)競争試験の状況について

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によるものとされています。 平成28年度の競争試験の状況は、次のとおりです。

			受験	第1	欠試験	第2秒	欠試験	競争
   種類	区分試験	採用	申込	受験	合格	受験	合格	倍率
/里天只		予定数	者数	者数	者数	者数	者数	B÷E倍
			Α	В	С	D	Е	
大学卒業程度	一般事務	若干名	60	44	12	12	6	7.3
短大卒業程度	保育士	若干名	9	8	6	6	3	2.7
短大卒業程度	福 祉	1名程度	1	1	1	1	0	-
高校卒業程度	土木	1名程度	9	7	3	1	1	7.0
合 計			79	60	22	20	10	6.0

#### (2) 選考の状況について

#### ア 職員の選考採用

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によるものとされていますが、試験を行っても十分な競争者が得られないと認められる職等については、任命権者の承認を得て選考により採用が行われます。

平成28年度の選考採用者は0名です。

#### イ 役付職員への昇任選考

昇任については、一定の基準を満たす職員の中から昇任選考が行われますが、これについては任命権者の承認が必要であり、平成28年度の役付への昇任選考は13名です。

# 第2 平成28年度における門川町公平委員会の業務の状況

#### 1 勤務条件に関する措置の要求の状況について

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他の勤務条件に関し適当な措置が執られるべきことの要求があった場合に、これを審査して判定を行い、その結果に基づいて必要な措置の勧告を行うものです。

平成28年度は、前年度からの係属案件、新たな措置要求ともにありませんでした。

## 2 不利益処分に関する不服申し立ての状況について

この制度は、地方公務員法第 49 条の 2 の規定に基づき、職員から懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申し立てがあった場合に、これを審査し、判定を行うとともに、必要に応じ適切な是正の指示を行うものです。

平成28年度は、前年度からの係属案件、新たな不服申し立てともにありませんでした。

# 第3 等級及び職制上の段階ごとの職員数(平成29年4月1日現在)

# 行政職給料表

等	行政職職務分類表に	合	計	内訳	職制	出首		
級	規定する職務の名称	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段 階
1 級	主事、技師の職務	25	16.8	主事 技師 保育士	14 2 9			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	37	24.8	主事技師保育士計	32 4 1 37	62	41.6	係員級
3 級	1 係長の職務 2 主査の職務	44	29.5	係長 主査 計	23 21 44	44	29.5	係長級
4 級	1 課長補佐の職務 2 保育所長、主幹の職務	29	19.5	課長補佐 保育所長 主幹 主任保育士 計	16 1 11 1 29	29	19.5	課長補佐級
5 級	<ol> <li>課長等(6級に指定された 課長等を除く)</li> <li>参事の職務</li> </ol>	9	6.0	課長 事務局長 会計管理者 参事	6 1 1 1 9	14	0.4	課日
6 級	町長の指定する課長等	5	3.4	課長計	5	14	9.4	課長級
	合計	149	100					